

顧問契約をするにあたり

2024年1月
首里社会保険労務士法人

顧問料

月1万円（+消費税）

顧問としてのお仕事

- ・労務管理、労働問題、助成金全般、資金調達などの相談業務
- ※労働社会保険に関する手続き・申請等は別途料金になります。（受託報酬表による）

その他手数料

受託報酬表の最新版をご覧ください。

支払い

※全てメールにてご請求いたします。

- ・顧問料
 - > 当月分を翌月末日にお支払ください。（MFkessaiより発行）
- ・計画書作成・手続き他
 - > 当月分を翌月末日にお支払ください。（MISOCAより発行）
- ・成功報酬
 - > 助成金受給後、速やかに支払ください。（MISOCAより発行）

ご用意&ご提出いただく書類（顧問契約時）

- 顧問契約申込フォーム（ <https://komon.shuri.info/> ）
- ヒアリングシート（ <https://hs2.shuri.info/> ）
- 雇用保険適用事業所台帳の控
（支店等が別途で適用事業所登録をしている場合は全ての控）
- 登記簿謄本の控（法人の場合）
- 就業規則 → 存在する場合

※助成金毎に必要な書類は別途ありますので、そちらは別途ご用意下さい。